

2003 年 7 月

社団法人日本医学放射線学会
デジタルマンモグラフィに関する緊急勧告（2）

日本医学放射線学会乳房撮影委員会では「デジタルマンモグラフィ評価基準作成小委員会」により、わが国のデジタルマンモグラフィの画像評価基準作成に向けて作業を進めているところである。

しかしながら、平成 14 年度における検討過程において最終基準を決定する前に、再度緊急に勧告を行なう必要性が生じた。

すなわち、

- 1) デジタルマンモグラフィの表示にあたっては、乳腺線量あるいは線量を推定できる撮影条件を明記すること。現在これが出来ないものにあつては 3 年以内に改良することとする。
- 2) ハードコピー、特にドライタイプで現像したマンモグラフィフィルムの保管にあたっては、保管状態によってはフィルム濃度に影響をあたえるので、保管基準に従って保管庫の温度および湿度に十分配慮すべきであること。

すでに、デジタルマンモグラフィを導入して稼働させている施設、あるいは導入を予定している施設においては、以上の項目を遵守および留意のうえ対応していただきたい。